事　務　連　絡
令和８年９月２５日

公益社団法人全国自治体病院協議会　御中

環境省環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

水銀血圧計等の回収促進に向けた周知への御協力について（依頼）

平素より、産業廃棄物行政に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

平成29年８月に水銀に関する水俣条約が発効し、水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより、水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すこととしており、廃棄の段階においては、水銀廃棄物を環境上適正な方法で管理することとされています。

環境省では、水銀血圧計等の回収促進を図るため、平成26年度から医療機関等における水銀血圧計等の回収を支援するための事業を実施しており、今年度も引き続き、水銀血圧計等の回収促進を図っています。

つきましては、水銀血圧計等の回収促進について、別添資料をお送りしますので、貴会会員の皆様に周知くださいますようお願いします。

なお、本通知に関する問合せ及び水銀血圧計等の回収全般に関する問合せについては、下記のとおり環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室コールセンターに御連絡くださるようお願いします。

御理解、御協力の程よろしくお願いします。

記

○ 問合せ先

環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制担当参事官室コールセンター

電　　話：050-2030-2911
対応期間：令和９年３月 31 日まで
平日の午前９時 30 分から午後６時 15 分
（ただし、12 時から 13 時、令和８年 12 月 29 日～令和９年１月１日を除く。）

※ 環境省が水銀血圧計等（廃棄物）の回収・処分を請け負うものではありませんので、御留意ください。

以上

水銀血圧計・温度計等の回収促進に関する環境省の取組

環境省では、国内において水俣条約に基づく取組の実効性を担保するため、医療機関等に退蔵されている水銀血圧計等の回収促進を図る取組を実施しています。

はじめに

平成25年10月に、熊本市・水俣市で開催された外交会議において「水銀に関する水俣条約」が採択・署名されました。

ポイント

○水銀の供給、使用、排出、廃棄等の各段階で総合的な対策に取り組むことにより水銀の人為的な排出を削減し、地球的規模の水銀汚染の防止を目指すもの。

○廃棄の段階では、環境上適正な方法で水銀廃棄物を管理。

○現在使用・保管されている水銀血圧計等は、液体の金属水銀を含有していることから、その取扱いには注意が必要。

○将来的な不適正処理（災害時の紛失等を含む）のリスクを低減するため、短期的に集中的に回収・処分していく事が望ましいとされている。

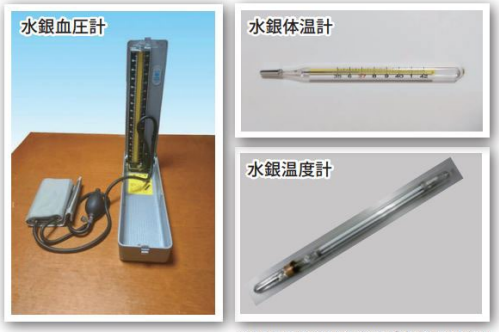

※封入されている液体が赤色の温度計には、水銀は含まれておりません。

環境省の取組について（啓発事業）

環境省では、医療機関、都道府県、市町村、教育機関や研究機関などに退蔵されている水銀血圧計等の集中的な回収を促進するため、関係機関に対し啓発を行っています。

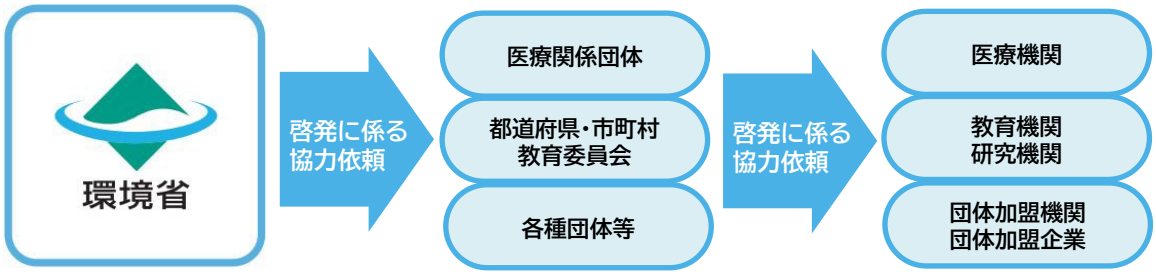

【参考】国際情勢と国内動向による水銀使用製品廃棄物の処理費増大イメージ

国際情勢

規制強化

規制・時限的禁止
●水銀、水銀使用製品の輸出入
●水銀使用製品の製造
水俣条約の発効により、2020年末で一部の国を除いて国際的に原則終了

水銀需要低下

国際的に、資源としての水銀需要が低下する可能性があり、それに伴い国内で水銀血圧計等から回収した水銀の輸出（売却）も困難になる可能性がある

国内動向

廃棄物処理費増大

回収業者において回収する水銀の売却による収益が得にくくなると、排出事業者における廃棄物処理費が増大する可能性がある

環境省の取組について（その他）

環境省では、啓発事業のほか、以下のような取組も行っています。

回収マニュアル	医療機関等に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアルを策定
アンケート調査	医師会、教育委員会、私立学校に対して廃棄量等のアンケートを実施
リーフレット・事例集作成	教育委員会、大学向けにリーフレットや事例集を作成して啓発を実施

水銀血圧計等の適正処理にご協力ください！

事業で使用した水銀血圧計等は、「水銀使用製品産業廃棄物」となります。
排出した事業者は、適正に処理をしなければなりません。

廃棄物処理法では「水銀若しくはその化合物が使用されている製品が産業廃棄物となったものであって、環境省令で定めるもの」が水銀使用製品産業廃棄物と定義されています。

事業活動に伴い医療機関等から発生する水銀血圧計や水銀温度計、水銀体温計などは、水銀使用製品産業廃棄物に分類されています。

令和7年には、水銀使用製品産業廃棄物の対象に真空ポンプ（水銀が目視で確認できるものに限る。）が追加されたほか、水銀使用製品産業廃棄物に該当する真空ポンプ、ホイール・バランサ及び推進薬は、処分の際にあらかじめ水銀の回収が必要になりました。

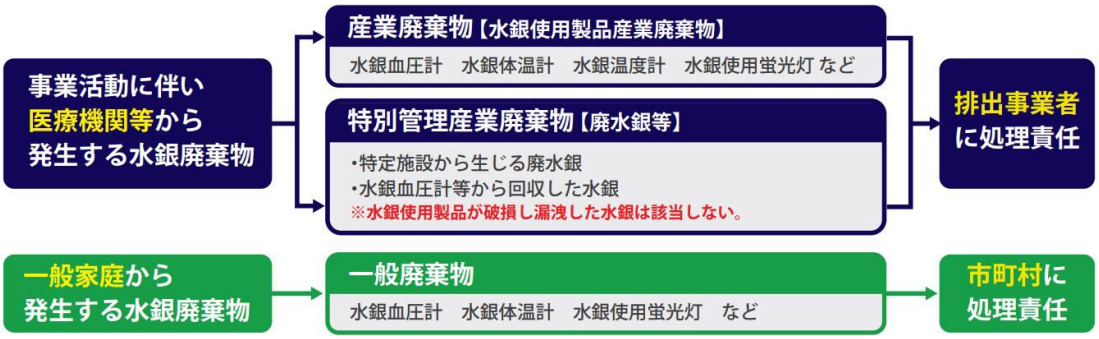

収集運搬業者・処分業者については、産廃情報ネットの「さんぱいくん」（処理業者検索サイト）や「優良さんぱいナビ」（優良認定業者検索サイト）などを活用し、選定することができます。

参考

環境省では、今後水銀使用製品の廃棄を行っていく事業者の参考になるよう、「水銀廃棄物関係」の情報をまとめています。詳しくは公表Webページをご覧ください。

【問合せ先】

環境省

環境再生・資源循環局
廃棄物規制担当参事官室

（コールセンター）
TEL　050-2030-2911
（平日の午前9時30分から午後6時15分）
ただし、12時から13時及び以下の日にちを除きます。
令和8年12月29日（火）～令和9年1月1日（金）

令和8年8月発行